様式第２号(第８条関係)

# 島本町総合計画審議会　第３回「第１部会」　要点録

（令和元年12月9日作成）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 会議の名称 | 島本町総合計画審議会　第３回「第１部会」 | | |
| 2 | 会議の開催日時 | 令和元年11月18日(水) 13時30分～15時50分 | | |
| 3 | 会議の開催場所 | 島本町役場地階第五会議室 | 公開の可否 | (可)・一部不可・不可 |
| 4 | 事務局(担当課) | 総合政策部政策企画課<br>※その他、第１部会所管分野に係る担当部局の職員も出席（人権文化センター、コミュニティ推進課、健康福祉部、教育こども部） | 傍聴者数 | １名 |
| 5 | 非公開の理由<br>（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合） | | | |
| 6 | 出席委員 | 天沼委員、岸委員、後藤委員、末岡委員、野間委員、八田委員、三村委員<br>山内委員、横井委員　（五十音順） | | |
| 7 | 会議の議題 | １　第五次総合計画・基本計画の策定に向けて<br>２　その他 | | |
| 8 | 配付資料 | ●　資料 19　修正意見等への対応表（第１部会）<br>●　資料 20　第五次総合計画･基本計画（第１部会修正案） | | |
| 9 | 審議等の内容 | 別紙のとおり | | |

## 開会

- 出席委員数の確認
- 配布資料の確認
- 傍聴の許可

## １　第５次総合計画・基本計画の策定に向けて

部会長　それでは、案件１「第５次総合計画・基本計画の策定に向けて」に入ります。

前回までで、第１部会の所管であります１章、４章、５章までの審議を行いました。今回は、これまでの部会で皆様からいただいた意見などを踏まえまして、事務局のほうで基本計画の修正案を示していただいております。この短い間に修正をかけていただきまして、まずはお礼を申し上げたいと思います。この修正案を中心に、本日は１章、４章、５章のまとめの審議を行いたいと考えております。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

事務局　（「資料１９」修正意見等への対応表、「資料２０」基本計画・第１部会修正案について説明）

部会長　ただいま説明があった内容について、ご意見がございましたら順次お願いをしたいと思います。１章、４章、５章がありますので、それぞれの委員で、ここは重要だというところから順にご意見をいただいていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委　員　今回見せてもらいましたが、この表現に包含されているという記載も結構ありましたが、基本的に今現在やっていないことに関しては、もしそれを積極的に進めていくならば、きちんと新規の表現を取り入れていくことが必要ではないかと個人的には思っています。

その上で、まず性暴力について記載が必要ではないかと言わせていただきましたが、個別計画で対応します、記載が必ずしも必要ではないという回答だったと思いますが、１－１－②（男女共同参画の推進）、（資料１９）修正意見等への対応表の意見No.６ですが、デートＤＶという表現はつけ加えていただきましたが、個別計画での対応でなぜよいのかについて事務局のほうに聞きたいと思います。

部会長　今ご指摘いただいたことは、（資料１９）６番目、性暴力の防止に向けた啓発などが追加できないかというところですね。

事務局　デートＤＶについては、記載の追加をさせていただき、その他の暴力事案への対応についても検討いたしました。先日もご答弁いたしましたが、これからやっていくというよりは、現行の男女共同参画計画の中で一定うたわれているものであると説明させていただきました。

男女共同参画計画には、１１の施策方向が定められています。それらすべて重要だということで、この総合計画基本計画にも書くという方法もあるとは思いますが、とりわけどういう内容について書くかを考えたときに、やはり配偶者間暴力といったところについてはこういう形で記載をさせていただいて、その他については、ここですべてを記載していくことは少し難しいと判断をさせていただいたということです。

部会長　例えばどういう表現がよろしいですか。当然、総合計画ですので、すべて個別の事案は入れられないと思いますが。

委　員　やはり防止に向けた啓発や教育を行うということで、ＤＶやデートＤＶは書かれていますが、性暴力についてもきっちり書いていただきたいということが前の発言でしたが、啓発・教育はすごく重要だと思っています。２０１４年に内閣府が調査した時に１５人に１人が望まない性行為を受けたと、被害を受けたという答えをしています。その中で実際回答の７５％以上は知り合い関係で起きていると。見知らぬ関係では１割しかないという答えです。実際それに対して相談したかというアンケートでは、６７．５％が誰にも相談していないと。警察は４．３％です。非常に相談しにくいと。被害を受けた人が責められるような環境があるということが内閣府でも指摘されているところで、国としても積極的に啓発・教育に取り組まないといけない分野だと考えていると思います。その中で意識的にＤＶやデートＤＶだけではなく、性暴力の問題についても啓発などを行っていくべきなのではないかと思っています。もう少し町としても取組として認識を高めていただきたいと思っています。取組を行うと言っていただいているので、それであれば、配偶者や交際相手などに対する暴力と同時に性暴力の防止に向けた啓発・教育は入れていただいてもいいのではないかと考えています。

部会長　他の委員で何かご意見ございましたら。

委　員　前に私も少し申し上げたと思いますが、性に関することは全面に出過ぎたら、逆にあおるというか、そういうものが逆に増えてしまうということもあるし、島本町は性暴力に関する調査をされたことはありますか。

事務局　性暴力等の支援については、現実問題としては町のレベルで直接的な解決を図ることはなかなか難しく、警察や、あるいは医療的な機関と連携しての相談支援機関がありますが、そういったところでの対応ということに現実的にはなっていると思います。町で調査をしたことはないと思います。

現状もそういった啓発や、相談窓口の周知をやっておりますので、この計画に書かないからやらないということではなく、ただ町で直接介入できる点が非常に限定的だということもありますので。男女共同参画計画にはたくさんの施策を掲げていて、どれも重要なものですが、その中でどれを特に基本計画で書くかと検討した中では、このような記載になったということでご理解をいただきたいと思っております。

委　員　近隣の状況等も含めて調査をして、こういった内容は慎重に扱うべきだと、私は思います。近隣はどうでしょうか。

事務局　総合計画の記載自体が自治体ごとにオリジナルでつくられていますので、横並びということはなく、それぞれが特色を出されていて、すごく詳しく綿密に書かれているものもあれば、総括的に重要なものだけを書かれているものもあります。ただ人権分野では、男女共同参画とい

う総括的な部分と、それに附随した項目でのＤＶということは出ています。その他のさまざまな事項、男女共同参画でもさまざまな事項がありますし、その部分は自治体ごとだと思います。

部会長　他の委員でご意見ございませんでしょうか。

委　員　性に関して、あまり記載しない方がいいと思います。これを読んだときに暴力、ＤＶとかデートＤＶについて書かれていれば、現実にＤＶのご家庭があるというのは知っているので、やはりこれは記載すべきかなと思います。性暴力は島本町でどれぐらいあるのかという疑問が１つ。大きいことなので、それを記載することについてはどうなのかなと、少し曖昧な気持ちです。

委　員　１回目で発言させていただいたときに、やはり配偶者や交際相手だけでなく女性に対する暴力が生まれているということで、ぜひそこは問題意識を強めていただきたいと思って提案をさせていただきましたが、この記述であれば、配偶者や交際相手に限定されてそのような女性に対する暴力が行われているとだけ思われて、認識がひとり歩きすることも危惧している部分があり、今回言わせていただいています。自分も最近、性暴力を受けたという話を聞いたりもしたんですけども、個人的に。友達を家に招いたら友達に性暴力を受けたと。自分が悪いのかなってすごく責めるということもあったりするわけです。被害を受けた人が語れないということを、そういう風潮を助長していると個人的には思っているところがあるので、そこら辺については、ちゃんと被害者を責めない、支援していくんだという町の姿勢をきちんと明記していただきたいと思います。

部会長　ほかの委員でご意見ございますか。被害者に対する相談や保護、自立に向けた支援を行いますというのが後ろの文章にありますが、例えば具体的に町に求めるところはございますか。

委　員　相談窓口は府や国で行っている部分がありますが、やはり心に不調を来して、社会福祉のほうに行くのもトラウマで、長年引きずることもありますし、そういう意味で社会福祉につながっていくところは当然あると思います。啓発・教育は町ができることだし、社会福祉の中で過去にそのような経験ということで、生活が困窮したり、心に不調を来しているところに対しての支援は行っていけるのではないかと思っています。

委　員　今お話を聞いていて、性暴力は女性被害者が生まれてしまうという問題事象に関しては、警察の範疇ではないかと思います。その方たちの相談を受けたり、何かする窓口は確かに町のほうでケアできる、あるいは啓発や教育を行うことも町でできますが、やはり犯罪だと思いますので、ここにどのような形で入れていいのか、はっきりしません。起こった事象に関しては、これは犯罪なので警察の範疇ではないかと。だからここに入れるとしたら、そういう犯罪が起こらないような啓発や教育を行うということぐらいしか書けないのではないかと思います。

委　員　犯罪についてという形で言われましたが、必ずしも警察に訴えることを望まない人はかなり多くいるということもまず認識していただきたいです。それはいいことかというといいことで

はないですが、ただ裁判に対する負担であったり、周りの支援の不足であったり、そして警察にいろいろ話さないといけないということは、自分のトラウマをさらに深くしていくということで、実際に被害を受けて警察に相談したのは４．３％、そういう現状がある中で、もっと違う側面からも、必ずしも警察に訴えない人に対してもメンタルヘルスでつながれれば当然支援はしていかないといけないですし、いろいろな側面での対応はあると思います。それは被害を受けた人の価値観とかにもよるし、それは必ずしも強制できないもので、ただそれは社会的な問題としては当然あるので、それについて取組はしていかないといけないと思います。

委　員　配偶者間のＤＶであったりデートＤＶであったり、これもすべて犯罪です、はっきり言って。だから、その方たちに対する相談や保護、自立に向けた支援は町が行いますってここに書いてあるので、ＤＶであったりデートＤＶ以外の性暴力、性犯罪に対して警察との仲立ちをしたりとか、そういう支援を行うことができるということに限定されるのではないかと思います。性犯罪ということに対する言葉を一言入れてほしいということだと思いますが、私はどういうふうに入れていいのか思いつかないです。

委　員　町に女性相談窓口があります。私もＤＶじゃないかという相談を受けたとき、あそこへ行ってお話ししたらということをお伝えしたことがあります。だから、性暴力でも自分が話したい、聞いてほしい、こういうことがありますということを伝えるのであれば、窓口はちゃんと今現在もあります。だからそういうところに行ってもらいたい。でも本人にしたら、やはり言いにくいことで、なかなか行かない方が多いと思います。ＤＶに関しては、勇気を出してそこへ行く方も出てきています。一般的にＤＶがあるということは周知になってきたからだと思います。性暴力がまだそこまで浸透してないから、もし自分のことを伝えたいと思ったら警察に勇気出して行かれると思います。窓口も現在はあるから、そういうことを少し足したらいいのかなと思います。

委　員　私は少女たちを育成する団体に所属していますが、高校生ぐらいになると彼女たち自身がＤＶに関する研修をしています。自分がＤＶを受けない、あるいはそういう被害に遭ったらどうするのかと。高校生年代ですので、社会の中からデートＤＶをどうやったら防げるのか。だから、子どもたちにそういうふうに考える機会をちゃんと大人が設ける、あるいは自発的に上がってくる場合もあると思いますが、まずトータルな見方でいくと、社会がそういう方向にいかないといけない。だから、今この総合計画の中では、支援をする機関があるということを明記されていれば、それでこの計画案はいいと思います。それ以上のことは、残念ながら私たちにはできないと。だから、子どもたちがそういう方向で学校でも話題にしたりとか、あるいはそういう団体の中で考えて宿泊で研修したりということが広がってきてくれれば、解決の方向に向かっていくと思います。だから町としての支援は、窓口がありますということを周りに伝えていくことだと思います。

部会長　議論いただきましてありがとうございます。定義的には、ＤＶの中に性暴力も入りますか。

委　員　知人や友人関係、職場の同僚といった関係が多いので、ＤＶという関係ではない。もう一つ、

今相談窓口を知らせるという話もありました。それは重要なところだと思いますが、家族とか友人とかに最初に相談するという人も多いです。そのときに否定的な、あなたが悪かったんじゃないとか、すきがあったんじゃないと言われて、もう閉ざしてしまうという例が多くて、周りの理解が結構重要な部分だと言われています。実際私が最近話した子も友人からそういうふうに責められてしんどい思いをしていたということがあったので、やはり周りの理解も含めて社会全体で広がっていくというか、被害者を責めないという状況は、それも１つの啓発・教育の一環ではないかと思います。

部会長　今出ましたＤＶと性暴力と性犯罪という言葉の定義がどこまでなのかというところなので、これについては現在の法令などとも照らし合わせて、私と事務局で預からせていただいてよろしいですか。貴重な意見ありがとうございます。

委　員　すごくささやかな願いですが、この間、（４－２）地域福祉の①「地域の見守り・助け合い・支え合いの充実」の中に、小地域ネットや民生委員児童委員という項目を、民生委員児童委員協議会にしたらという話がありましたが、民生委員児童委員協議会でなく、やはり民生委員児童委員です。個々に担当をしていて、発見して、つないで、見守るという任務を担っていますが、やはりこれは一民生委員児童委員の活動だと思います。それが削除されましたので、これはこれで受け入れまして、１０ページのその次のところのコミュニティソーシャルワーカー、地区福祉委員、それから民生委員児童委員となっています。これを、申し訳ないけど逆にしてほしいと思います。民生委員児童委員は責任が重いです。上という意味ではないです。私たちが発見して、つないでいくのは地区福祉委員とかいろいろなところにつなぐので。

部会長　異議なしでよろしいですか。そうですね、法律に基づいているのが民生委員児童委員ですよね。地区福祉委員は条例か何かで定めていますか。

事務局　社会福祉協議会で取り組んでおり、どの地域にもあります。

委　員　上下ではなく、担っているものが違うということです。

部会長　民生委員児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）という順番ということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

委　員　民生委員児童委員の次は、ＣＳＷにしたほうがいいと思います。ＣＳＷは社会福祉協議会でやっていて、地区福祉委員がいるので、その並びがいいと思います。

部会長　整理いたします。民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）、地区福祉委員という順番に表記を変更したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

部会長　それでは、それで修正をお願いいいたします。

委　員　今回見せていただいて、文言がとても精査されてよかったと思いましたが、１つだけ、「参考指標」が各節にあります。ここの「方向性」と書いている項目が、私は何の方向性かわかりませんでした。「めざす方向性」ですね。矢印で書いてあって、どういうことかわからなかったので、今後めざしたい方向性ですので、「めざす」と一言入れていただくとわかりやすいと思います。ここに現状が書かれていて、現状から矢印ということは、以前から今この現状までに上がってきたのかなと判断をしたので、この後ろは、今後この現状に加えて「めざす方向性」と書いていただけたらわかりやすいと思いました。

部会長　これはいかがいたしましょうか。我々の部会だけではないので。

事務局　確かに加えることで、時系列の部分が左と右でどっちが今で、どっちが後かがわかりやすくなりますので、「めざす方向性」あるいは「今後の方向性」といった文言の追加を検討してまいりたいと思います。

委　員　「めざす」という言葉を選んだのは、節の最初（めざすまちの姿）に「めざす」という項目があるので、そことマッチングさせて、「めざす方向性」はどうかなと思いました。

委　員　（資料１９）対応表で言えば意見No.７です。町の意思決定に住民意見を反映させていくというような内容を入れてほしいということですが、参画機会の提供や広聴実施及び町の施策などへの反映という書き方をしていますが、理念ですね。やはり住民の意思に基づいて住民自治を行うというような内容を「現状と課題」のところに入れていただきたいと言いましたが、やはりそこの側面はどうしても記述を見ていると弱いというのは否めないですし、住民のワークショップなどの意見でもすごく強い要望がありました。理念をうたわれるということは、このワークショップの反映という意味でも非常に大きいのではないかと思います。実際、島本も大きな決定のとき、例えば２００３年の平成の大合併のときに合併するかどうかということを３千人の町民アンケートをとって、合併してほしくないが大きな意見だったので、意思決定をしましたということも、やはり大きな町の進路を変えるときに住民の意思に基づいて町政運営するという前例もありますし、やはりそういう理念をきちっと書いてこの１０年に臨むということをしていただきたいと。「現状と課題」のところでという意見でありましたが、そこを理念として加えることに対して、具体的な項目で入っているからいいですよということではないです、ここで。

部会長　ほかの委員からご意見ございますか。（資料２０）４ページの１－２－①または③のあたりだと思います。

委　員　もう少し具体的に。

部会長　もし補足がございましたらお願いします。

委　員　単純に町民の意思に基づいて住民自治を行うというような表現、これも理念です。特に大きな町の進路を決めるときには、過去にもちゃんと町民意見を吸い上げて大きな進路を決めようということも行われているわけですし、普段のやっていることではなく、本当に大きな町政にかかわるときにもやはりその理念に立ち返って町は施策も行っていくだろうし、なのできちんと書き込んでおいてほしいと思います。

委　員　１－２－①のところですね。もしくは、「現状と課題」のところに書くか。

委　員　「現状と課題」、１つめの項目の下から３行目、「このような中で、自治の主役である住民は」は住民サイドのことを書かれていますが、このあたりに書き込まれているのじゃないかなと。

委　員　これは、住民サイドがこういうような積極的にまちづくりの参画と協働し、責任を持つことが求められている。

委　員　「施策の方向」に関しては、このままでいいと思います。「現状と課題」のところに書き込んであってもいいのかなと思います。住民の立場がここに書かれているのであれば、それとタイアップしていく行政のほうがここに一言書かれてあってもいいのかなと思います。

委　員　町の大事なことを決めるときには、住民投票や議会があり、アンケート等では我々のほうで意見を言えます。特に大事なこと、ここのところでは１０年間どうするかというときに、住民の立場を何らかの形で明記したほうがということですね。

委　員　そうです。

委　員　余りここではっきりと言い過ぎると町運営もなかなか難しいことになるとも思いますが。

委　員　だから具体的にというのは、原則を書いておくというところで。

部会長　具体的にどういう文言で追加すれば。

委　員　町民の意思に基づいて町の運営を行うということは、１つ原則だと思います。

委　員　それは「自治の主役である住民」というところに書かれていると思いますが。

委　員　主役である人がみずからの行動に責任を持つことが求められていますということですね。

委　員　主語がやっぱり町民になって、町の立場というのを書いたほうが。住民の意思に基づいて行

いますよという。住民自治を行いますよということを。

部会長　じゃあ、書くとすれば（資料２０）４ページですね。

委　員　具体的な話になるので、原則なので、３ページ（現状と課題）のほうがいいと思います。現在にも将来においても課題です。

委　員　これは普遍的にやるべきものなので、常に課題として立ち返るものなのかなと。

委　員　「主役である住民」の前かと。主役である住民も積極的に町運営に参画する。

委　員　行政と協働するということを書く。

委　員　そうです。書いているので、そこの前に書いて並列するということで、より充実した内容になると思います。

委　員　何を並列にするのですか。

委　員　町民の意思に基づいて住民自治を行うということを書いてほしいとは思っています。自律的な意思に基づいて、町民も参画しますと。町民の責務とか、これからやる役割について書いているので、町としてもそういう指針を持って臨んでますと。

委　員　私は「自治の主役である」のところからの文章を読んでいて、いいことを書いているなと思いました。それと、参画・協働のまちづくりの推進のところで、パブリックコメントや審議会、それから公募委員の参画、タウンミーティングとかワークショップで住民の意思を反映できると思っているので、町政への参画の機会を提供しますって書いてあるので、これでいいと思いますが、これ以上にもう一つプラスしたいということですか。

委　員　そうですね。機会の提供だと意思の反映という立場表現が弱いかなということで、そういう原則も書いといたほうがいいのかなと。

事務局　前回もご意見があって、事務局でも検討しましたが、ここの部分については前回のままになっています。住民参画の機会をどういう形で提供するかということはいろいろな方法があって、町のまちづくり基本条例でも幾つかメニュー化されていますが、例えばパブリックコメント、意見公募であれば、提出された意見を考慮して意思決定を行わなければならないということが町の責務です。それから、本当に重要なことを決定するときに住民投票を行うことができるというのがこの条例の中にありますが、住民投票を行うためには、そのための条例を制定する必要があり、また住民投票を実施した場合には、町はその結果を尊重しなければならない。それぞれの手法によって町のほうで対応すべき責務の表現は少しずつ異なっているということで、一括りには書きにくいというのが１つございます。

それから、住民自治という言葉にはいろいろな解釈の仕方があるとは思いますが、地方自治制度上の住民自治ということになりますと、町、議会、そして住民と、この３者が出てくると思います。まちづくり基本条例でも議会の権能の中で、議会は住民の意思が町政に反映され適正に町政運営が行われているかを監視し、牽制する機能を果たすということになっておりますので、これらを含めての住民自治だと認識をいたしております。そのあたりもあって今回、「現状と課題」の書きぶり、あるいは「参画・協働のまちづくりの推進」のところの表現はこういう形になっているということです。

ただ、このページの下のほうに「広報・広聴の充実」であったり、左のページでも似たようなところがありますが、「住民の声を幅広く把握して、住民ニーズを的確に捉えて施策展開等に反映できるように努める」と明言している部分もありますので、もう少し広い意味合いでの広聴という部分では、実際には反映できるものできないものがあると思いますが、町としてはあくまでも施策展開やサービス向上に反映できるように努めると書かせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

部会長　少し整理させてください。今、町長という機関があって、もう一つ議会という機関があって、二元代表制ですよね、地方の場合は。それに町民があって、それとの整理の中でそれぞれの条例なり規定で少しずつ表現が変わっているので、なかなか一括して記載しにくいということだったと思いますが、それならば何か具体的な形で、もしするのであれば右側の４ページと思いますが。

委　員　住民自治だとさまざまな主体も含めて書きづらいと思いますが、まちづくり条例でもやはり町政という言葉を使われていたので、「町民意思に基づいて町政運営を行い、自治の主役である住民は」という形でつなげていったらいいのかなと今の発言を聞いて思いました。

部会長　もう一度お願いします。

委　員　「住民意思に基づいて町政運営を行い、自治の主役である住民は自主的かつ自立的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し」ということで、町政という言葉もまちづくり条例で使っているので、そのような表現だといろいろな主体が絡むという形にはならないかなというふうに思いました。やはり町民の役割ということを書いているので、そことの並列のほうがいいのではないかと思います

部会長　委員のほうからそのようなご意見でございますが、いかがでしょうか。

委　員　この「自治の主役である住民は」というところのページですが、私はこの文章を読んだときから気に入っていたんですが、これについて今委員がおっしゃったような言葉が追記されても違和感はないし、そこがもう一つ充実するのかなと思いました。

事務局　今ご提案いただいた表現ですが、「町は住民の参画に基づいて」という表現でもよろしいですか。

部会長　いかがでしょうか。

委　員　それはなぜですか。

事務局　まちづくり基本条例の表現が、例えば「住民、議会及び町は一人ひとりの人権を尊重すること」であったりとか、「町は住民の参画に基づき、まちづくりを行うこと」であったりという表現がありますので、あえて記載をするならば、条例と整合した表現でいきたいと思っております。

委　員　まちづくり基本条例が手元にあれば、わかりやすかったんですが、まちづくり基本条例として、「参画」という形にしているということですね。

事務局　そうですね。条例における「まちづくりの基本原則」で、「条例に定める目的を達成するためにまちづくりの基本原則を次のとおり定めるものとする」というので幾つか列挙されている中の２つ目に、「町は住民の参画に基づき、まちづくりを行う」という表現がありますので、入れるのであればこれでお願いしたいと思います。

部会長　より積極的な表現になったのではないでしょうか。「住民の意思に基づいて」だったら広聴的な表現ですが、「参画」なので。より能動的になったという気もします。

委　員　「参画」という、意思だけでなくてもっと深い意味という形で自分が言った住民意思に基づいてという意思も含まれているのであれば。

部会長　そうだと思います。

委　員　参画するのは住民の意思です。それに、また細かく加える必要はないと思います。

委　員　私も参画でいいと思います。

部会長　ほかの委員からご意見はいかがでしょうか。
では、今の修正の方向でお願いいたします。
他の章については、どうでしょうか。

委　員　１つは、前回も申し上げましたが、多文化共生が１つのまちづくりのキーワードになっていて、島本も例外ではなくて、アパートに若い外国人労働者が３人か４人か共同生活を送りながら企業に働きに行っているというケースがあります。外国人労働者、しかも若い人が来ている中で言うと、島本町のまちづくりの１つの特色として多文化共生とか、ここにあげています日本語教室の開催ということを明確にあげることはとてもいいことかなと思っています。
ただ、いいことをするには必ずお金が要るのであって、国なりの生活支援の取組があります。

そういうことも上手に行政のほうで取り入れていただいて、ここで言うと前段部分では日本語教室や日本語指導しますと書かれていますが、後の部分でそのことについてどこにも書かれていません。どこが所管をして、新しいことをどう展開するかというあたりについては、今後十分考えていただきたいと思います。書いてあることについては特に異議はありません。

それから（資料２０）２１ページ、５－２－③「家庭・地域との連携」のところで、前回新たな機関という記述があって質問させていただきましたが、送られてきた資料を見るとそれが全部消えていて、「地域とともにある学校づくりを推進します」という表現に落ちついたのはどんな経過なのか、とても重要な課題だと思いますが、担当課としてはどういうふうに前に進めていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

部会長　まず、１つ目は（資料１９）意見No.１５の部分ですね。外国人世帯という部分で、相談支援、日常生活、学校生活を支援という原文の中に包含ということで、ご意見だけ承るという形で、今は事務局案のままとなっております。後半は（資料２０）２１ページですね。ここの部分が修正になった経緯について事務局からお願いします。

事務局　２１ページの表現ですが、５－２－③「家庭・地域との連携」の中の２つ目の項目のところです。前回は、学校と地域が協働する新たな組織の設置という形だったと思います。全体的に表現の整理を進める中で、事務局と教育委員会で意見交換を行いまして、趣旨としては特に変えてはおりませんが、固有名詞として学校運営協議会やコミュニティスクールと称するものですが、そのまま使用しても少しわかりにくいということで、「地域とともにある学校づくり」や、「地域の力を学校運営に生かす」という表現にまとめさせていただきましたが、方向性等に修正はないということです。

担当課　コミュニティスクールも学校運営協議会も、「地域とともにある学校づくり」に有効なツールであるという意味で、どういったツールにしていくのかということは、今後の我々の検討課題でありまして、「地域とともにある学校づくり」というのは、この柱を変えないということですので、そういった意味でこの文言に落ちついたと認識しております。

委　員　この短期間にこれだけまとめてくださって、ありがとうございます。

防犯カメラのことについて申し上げます。（資料２０）１７ページの下から３つ目の項目に、「犯罪や事故に遭わない環境の整備」とか、あとは「自然災害の危険から子どもを見守る」と現状分析をされて、１８ページの５－１－⑥「子どもの権利擁護と安全確保」に、「不審者情報の共有、危険箇所の把握」と記されています。ＰＴＡとしましても、通学路を点検して、ここは防犯カメラがないけれど危険ですということは、去年町にはお渡しして、把握していただいていると思います。（資料１９）対応表の一番最後のところ（意見No.３９）で、前回の事務局のご説明もよく理解して、それを前提でお話ししますが、自治会があるところないところ、それからふれあいセンターの周りとか、ふれあいセンターは居場所という話もあったんですけど、使い勝手はよくされていても、ふれあいセンターの周りとかで危険な箇所があって、穴とかもあるので、やはりそこはしっかりと町として対応をしていただきたいと思います。せっかく居場所が充実していても、何か犯罪に巻き込まれたら大変という話なので、防犯のことに関して

は、第２部会のしかるところで記載していますでもいいので、（資料２０）１８ページの文章にも、今までの実績、いろいろ実施していただいているので、これまで防犯カメラを設置しているけれども必要に応じて拡充をしていくとか、３－３－②で再掲とか、何か書いていただいてもいいのかなと思いました。

部会長　１８ページのところですね。いろいろな取組が書いてある中で、特に防犯カメラの記載ですね。町の中にも、既にあるのでしょうか。

ほかの委員、ご意見いかがですか。

委　員　関連で。私、池田の附属小学校の事件の後で校長をやっていましたが、そのときに今言われた防犯カメラ、正門、特に小学校については、入口を１つにする、あるいは必ずカメラで確認をしてから鍵をあけるとか、それが１０年ぐらいずっと続いて、もう一つは、カメラだけじゃなくて、子どもがいる間は入口に会社の派遣された人がやるということで、１０年間大阪府は各小学校でずっとやってきました。事件があって今１８年目になっていまして、要するに自然にそういうお金を使うところは市町村の裁量ということになっていますが、島本町の小学校の防犯体制はどうなっていますか。

担当課　校門のところには、今現在警備員が立った形で対応させていただいております。カメラは設置しておりませんが、そういう形で不審者対応はさせていただいているところです。

委　員　防犯カメラよりも人であれば、即対応できますからね。ぜひ続けてやってください。

部会長　先ほど教育委員会とおっしゃったのは、防犯カメラの何か補助のようなものがあったのですか。

委　員　寝屋川と高槻で痛ましい事件があったことを受けて、ＰＴＡとして防犯カメラをお願いしましたところ、小学校区に各５台のカメラを設置していただきました。

部会長　その当時ですね。

委　員　はい。それは補助ではなく、教育委員会事務局が一生懸命やっていただいて、つけていただいてとても感謝していますが、やはりそれだけでは足りないとＰＴＡの中で声が上がって、文書で今年４月に増やしてくださいというお願いをしております。

あと、学校で防犯体制を一生懸命やっていただいて、それも感謝していますが、やはりすっと入れてしまうようなところも見受けられるので、１００％完璧にはできないので、そこがゴールではなく常に問題意識を持って、今もやっていただいていますが、継続してやっていただければと思います。

事務局　防犯カメラに関するご意見をいただいておりますが、確かに子どもの安全をうたっている５－１－⑥（子どもの権利擁護と安全確保）の項目、あるいは、第２部会で担当している３－３（交

通安全・防犯）の防犯の項目、こちら両方でそれぞれすみ分けているような現状があります。防犯カメラに関しては、具体的には３－３の防犯の項目で出てきます。こちらで防犯灯や防犯カメラ設置について具体的に記載しています。第２部会でも意見がありまして、現状の３－３の表現は、「防犯カメラ設置への支援などを進めていく」という形で書いていますが、自治会への防犯カメラ設置補助もやっています。一方で、町としても過去に通学路に設置したという部分もございます。「設置への支援」だとわかりにくいというご意見もいただいておりますので、現在、検討中です。防犯カメラ設置については、こちらのほうで対応させていただきたいと考えております。

この総合計画自体で、施策方向としての再掲は事務局としては避けたいと考えております。そのため、５－１の子どもの安全のところでは、なるべく総括的な取組表記をし、具体的な防犯環境整備の話は、３－３の防犯のところで記載していきたいと思います。例えば、５－１の現状と課題で、防犯カメラという文言がこれまでの取組や課題で入れるならば、その部分は検討させていただけたらと思っております。

部会長　よろしくお願いします。また全体会で、もう一つの部会のほうの表現が出てくるようですので、お願いいたします。ほか、いかがですか。

委　員　（資料２０）１９ページ、（資料１９）対応表の意見No.３４です。青少年の居場所確保などについて、中高生などの居場所確保は、子どもということで包含している、それ以上の年代については今後検討するという内容はわかりましたが、１９ページの５－１－⑦「子どもの居場所・遊び場の確保」のところで、「青少年の居場所・遊び場の確保」というふうに変えていただければ、中高生まではこれ以降も整備していこうかと、それ以降の年代についても検討していくという流れがわかるのかなと思って、そこは子どもだけじゃなくて青少年と入れられてもいいのかなと思いました。文章的にも公園、学校施設、公用施設の既存資源を有効活用し、放課後、休日に過ごす場の充実に努めますということが中高生も含めてわかるのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

部会長　今いただいた意見に関して、いかがでしょうか。

委　員　子どもに対して大人ということになれば、２０歳までは子ども、２０歳以降は大人ととれるのかなと。下に青少年とありますから。

委　員　青少年の居場所確保を単独で書いてほしかったのですが、ここで包含されているという返答であったことと、青年世代、中高生以上の世代のいろいろな活動については今後調査研究するという話でしたが、ここで青少年と入れていただくと、中高生以上もこれから検討していくという流れが、具体的施策をどうするかまでは書いていないので、わかるかなと思います。やはり子どもだけにすると小さな世代に行政も集中していたというのが前の回答であったので。

委　員　小学生と言えば児童ですね。

委　員　　生涯学習と協力してやってほしいということが要望だったのですが、生涯学習のところで言ったときにここで記載していると言われたので。

委　員　　それで言えば、乳児、幼児、児童、少年、青年。

委　員　　私たちが子どもと言ったら高校卒業までです。そこまでは見守りをやります。だから、これ読んだとき、高校までという思いがあったので、青年と言ったらそれ以上の扱いになっていますから。難しいですね。定義やすみ分けが違うので。

委　員　　居場所確保についても青少年も含めて検討していただければと。

部会長　　その辺整理しないといけないので、よろしくお願いします。

担当課　　この中で特に５－１－⑦の「子どもの居場所」としては、小中学生、高校生ぐらいまでをターゲットにしております。ただ、ターゲットにしておりましても、それを支えるのがそれより上の成人であったりとか、という意味でも包含しているものでございます。５－１－⑧の「青少年の健全育成」というところは、主に成人を視野に入れたものでして、この中で場というものを表現するかということもありますが、委員のご意見も十分わかるところですが、実態や課題を把握して、機会の提供というようなところで、場も含めて考えているといったところでご理解いただければと考えております。

委　員　　子どもで中高生も含めて考えてくれるならば、この表現で。

部会長　　ほか、いかがですか。

委　員　　教員の働き方改革について発言させていただいて、(資料１９)対応表の意見№．３６ですが、包含してるということですが、その後、中央教育審議会の働き方改革についての答申を読ませていただいたんですが、やはりその中で、スタッフの充実がかなり重要な項目として書かれていて、日本語指導を行わないといけないとか、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーであったり、発達を支援したり障害を支援するような教職員の確保であったり、また、部活動でも２年前に外部指導者も導入していいですよと、教職員に部活動指導を限らないということを文科省も方針を出して、これからどんどん地域のスポーツクラブであったり、地域の活動も含めて連携して外部の人材を入れていくということで、全体的にこれから求められる学校の仕事は多くなっていて、それを全部教員でやるのは不可能だというのが中央教育審議会の流れで、働き方改革するためには、これから必要とされる教職員の充実が肝であるということで、「働き方改革を推進し」というところで「必要に応じて学校の教職員を確保し」という言葉をどうしても入れてほしいです。それはここで書かれている項目で触れられているいろんなことをやりますというところで、それを実現するためにはそこのところがどうしても必要になるということで、入れていただきたいと思います。「働き方改革を推進し」というところで、必要に応じて教職員を確保し、教職員が授業や準備に集中できるように。

委　員　私も賛成ですが、教育委員会に質問です。大阪市の中学校のクラブはすべて外部の業者にということで去年決定して動いています。大阪府の教育委員会が今裁判になっていると聞いております。中高の先生が、ほぼ強制的に対外試合も含めて出ていて大変で、働き方改革等も含めて、各市町村、相当問題になっているということで、島本町は現状何かされていますか。委員がおっしゃたことは、入れておかないと言われると思います。

担当課　本町の働き方改革として、まずは教職員がどれぐらい残っているのかという実態把握をさせていただいております。学校にかかってくる電話の時間の制限、夜間の電話であったり、休日の電話対応等が常に学校とつながる状態ではなく、一定時間制限を設ける、そういう対応はさせていただいております。それから、部活動における外部指導員の導入についても検討はしておりますが、これが即本町の制度になじむかどうかという部分がございまして、まだ導入はできておりませんが、今後必要に応じて導入等については行っていく必要があると思っております。それと行事の見直し、これらについては学校のほうには既に伝えておりますので、学校のほうで会議の見直しであったりだとか、それから運動会の練習時間、どういう形で取り組むのがいいのか、今まで通りじゃなく少しずつ時間を削ったりとか、そういうことは教職員のほうでも周知徹底して、今削減をしております。

また、超勤の実態把握をさせていただいて、多い方については町の産業医面談を受けた上で、体調管理等も含めて対応をさせていただいております。

先ほどおっしゃられた働き方改革の中には、外部指導員や時間把握、電話対応等、多くの項目がありますので、そういうことからも既に一部我々としてもさせていただいておりますし、今後も当然行っていかないといけないと思っております。１つの例ではないですが、働き方改革という大きなくくりの中で、今回ここの言葉の表現でもって、我々としては教員の今後の働きやすい状況、環境づくりを進めていきたいということで、この一言でまとめさせていただいているのが現状です。

部会長　ほかの委員からご意見はいかがですか。

委　員　先生の中には、クラブ活動がすごく楽しいと言ってなさっている先生、熱血先生もたくさんおられまして、だから嫌々このクラブを維持するために先生が１人つかないといけないっていうような状況だったら、働き方改革で外部導入とかも考えられますけど、すごく頑張っていらっしゃる先生もおられますし、いろいろだと思います。

部会長　積極的に時間をかけてらっしゃる先生もおられるので、それを妨げることも、ということですよね。難しいですね。

委　員　それはそうだと思いますが、希望制だったらそういうふうになりますが、そうじゃなくて、特に中央教育審議会でも若手教員が増えていて、若手教員は授業の準備に時間をかけないといけないです。それで若手教員に優先的にスポーツ系、年配教員はやりたがらないので、家庭があるとか体力がもたないとか理由があって、若手教員が体育系やっているというのが現実にな

っていて、希望性であれば長くやられている方もいるのですが、そこはそうだなというところで、強制になっているという現状が他の委員も指摘されていて。

もう一つ、学校給食費を集めたり、そういう事務作業があって、事務員の充実ということも中央教育審議会の中でも言われていますし、教職員の確保は今の新しい時代の流れの中で町としても意識的に考えていかないといけない中での、この書いている教育活動の充実を実現するには今の状態では無理です。充実を具体化するために、保育士の確保、学童指導員の確保とかも書いていただいたのですが、教職員もやる仕事が増えている状況の中で、きちんとそこも確保ということ書いていただきたいと思います。

委　員　　教職員の確保ですが、教職員に限らず、今、学校の中でいろいろな役割を持ったスクールカウンセラーもそうですし、スクールソーシャルワーカーもそうですし、あるいは図書館の司書教諭もいらっしゃいますし、限定的にならずに先ほども出ていた地域の人々の支援なんかも明確に、それがあればより学校教育が豊かになるし、ここにある教職員が授業や準備に集中できる環境づくりが進んでいくというふうに思っていますので、教職員の採用については府で採用されていて、これは給料も上げていただかないとやる気も起こらないという問題もありますが、人材確保をして、あとは島本町に配置されてきた先生方とともにいろいろな学校支援システムをつくっていくと。だから教職員ということはあえて言わなくても、この文脈で十分わかるのではないかなという感じはします。

部会長　　「働き方改革」というふうにぼやけさせておくというのはいかがですか。例えば、先ほど事務局からもありましたとおり、具体的に言ってしまうとそれに限定されてしまったり、ここは先生方にお聞きしないといけない部分もあると思いますが。

委　員　　必要な部分を確保しなさいということはもう共有されていて、学校行事とか授業時間とかについては学校ごとの調整が必要で、町がこれだけ人を確保しますよって言ったら、ある程度それについて導入は進めていくとは思います。だから、特に働き方改革の中でも学校現場と密にコミュニケーションとらないといけない部分と、ちゃんと財源を用意して人員を確保するという部分は分けて考えたほうがいいと思います。教職員と言っても教員だけとか、職員という固定的な仕事だけっていうイメージになってしまうかもしれないので、並列してもいいかなと思います。例えば中央教育審議会では「スクールスタッフ」みたいな表現を使っていました。日本語で教職員だけだとしっくりこないのかなと。教職員、スクールスタッフ、地域と連携しとか入れても、委員の内容が包含されるなと思ったんですが。

委　員　　先ほど５－２－③のところが、文章を随分すっきりとしていただいたというところですが、島本町に国で表彰された「ゆめ本部」事業がありますね。あれが１つも出てきていないですね、今回のこの中に。その辺は地域とともにある学校づくりという中に包括されていますか。

事務局　　はい、委員おっしゃるとおりです。

委　員　　まだこの先１０年も「ゆめ本部」がきちっと続くのであれば、そういう固定的な名称を出し

てもいいのかなとも思いました。例えば、国際交流のところで、姉妹都市についてアメリカのケンタッキー州のフランクフォートというのをはっきり固有名詞出して書いてくださって、私はうれしかったのですが、その辺も「ゆめ本部」と書いてもよくわからないのであれば、地域の人たちの学習支援というような形、さっきのスクールスタッフの位置に入るのかもしれないですが、そのような形で何か記載があってもいいかなと思った次第です。小学校にも中学校にも学習支援アドバイザーがちゃんと入ってらっしゃるのは島本町ならでは、小さい町だからできることかなっていつも私は思っていますので、島本町が小さい町で頑張っているよというところが書かれてもいいんじゃないかなと思います。

話が少しずれますが、これが冊子になるとき、この表の絵が子どもたちの島本町に対する夢の絵であってもいいなと思っていたぐらいで、そういう町であることを出してもいいのではないかなと思いました。

部会長　今、「スクールスタッフ」という新しいワードを頂戴して、そこから議論が広がっておりますので。

委　員　私は、「ゆめ本部」の代表もしておりますので、うれしいかぎりと思っています。委員も英検の時期になりますと学校へ出ていただいてボランティア活動をしていただいているということで、島本ではボランティアに対する謝金も予算化していただいて、ゆめ本部という組織に対しても一定の補助金をいただいて、もう１３年になります。3年ほど前に文科省に表彰されて、東京で表彰を受けたということがありますが、要は学校がやっぱりナンバーワンです。地域に誇れる学校をつくっていってほしい、それに対して地域が支援するシステムをつくりましょうということで教育委員会につくっていただいたわけで、継続してやってほしいと思います。名称(の記載まで)はいいかなと思います。

委　員　そういうシステムが構築されているということが私は多少ここに入っていてもいいのかなと。島本町の総合計画ですから、それは大切なことだと思います。

委　員　児童の放課後学習支援の取組を推進は書いていますので、そのことをしながら地域の力を学校運営に生かしていくということが島本の特色と書いてありますので。

委　員　今のお話の中で、私の属している地区福祉委員会でも、小学校と一緒に学習支援、本来の学習にプラスして伝統文化や昔遊び、グラウンドゴルフ、学年ごとに年に１回、２回ですが、そういう取組をしていますので、まさにここに書かれているように、地域とともにある学校づくりの推進に寄与していると思います。

先ほどゆめ本部の話がありましたが、書くのであれば、個人でもやられている方がおられるので、いろいろな形をそこに入れておいた方がいいと思います。

部会長　今、「ゆめ本部」の話になっていますが、大きく２点ですね、「スクールスタッフ」という表現、もう少し幅広く学校にかかわる方々、教職員だと少し狭義ではないかというご意見も複数いただきましたし、それともう少し、現状と課題、現在の町の施策をもう少しということです

ね。島本町ならではのということですね。「ゆめ本部」のお話も出ましたし、そういった表現を。こちらで引き取らせていただいてよろしいでしょうか。

委　員　はい。

委　員　（資料２０）６ページ、（資料１９）の意見No.１５です。確かに現在の表現、相談支援等で包含しているということですが、特に私が言いたかったことが、外国をルーツとしている子どもたちが自分のルーツだったり、自分はそこをルーツとした存在なんだというアイデンティティとかを普通の学校教育であったり地域の中で抱きにくいというところで疎外感を感じたり、自分に対して自信が持てなくなったりということが、特に日系ブラジル、ペルーの人とか、南米から来ている人たちが多い地域で私も働いていましたが、住民の１０分の１ぐらいがその住民ですが、東海道の工業地帯ですね、夜勤の派遣労働はほとんど日系の南米からの人たちがやっているということですが、その中で私も働いていたときに、そうした困難を抱いているというところはありました。これから日本語の支援等もしていくと書いていただいたり、相談も受けると書かれていますが、自分のルーツが十分には保障されなかったら、単に日本語を学んで日本社会に同化しなさいという形になってしまう部分もあると思うので、ルーツについてきちんと学べる場という形で、課題のところで書いていただいてもいいですが、課題で「多言語の情報提供や日本語習得への支援などが必要」だけではなく、子どもたちが自分のルーツを学ぶための支援が必要という形での記述ということが、情報提供でもいいですが、例えば豊中では、外国ルーツの子どもたちが学ぶ場を定期的に設け、外国籍住民の支援センターをつくって国際交流センターの中でやっています。島本は少し規模が小さいです。他の自治体でこういうこともやっていて通えますよとかでもいいですが、やはりそこに問題意識がないとただ日本語の習得支援だけやって終わりですよという形では、子どもたちへの目が行き届かないのかなと思っています。

部会長　外国人の子どもが自分たちのルーツを確認するための支援をするということですね。いかがでしょうか。

委　員　問題意識はそれでいいと思いますが、具体的には地域による違いが当然あるし、例えば本人自身の民族性の自覚とか、アイデンティティの問題ということになると、親がどう考えているのかがまずあって、その中で実際に日本に来て子どもさんがおられて、その問題は当然いろいろ出てくると思いますが、その中で我々はあくまでどう支援していくか。我々が自分の出自に誇りを持たせるということは難しいわけでありまして、当事者自身がどういうふうに思っているのか、地域なり地域の学校が限られた予算の中で支援する方法はどんな方法があるのかを考えていける町であればいいと思います。今のご指摘については、課題が細か過ぎると感じました。

委　員　私の家庭は逆の立場で、海外に出たときに子どもが支援を学校で受けた立場です。向こうの学校で英語が全くわからない子どもでしたので、それは支援をしていただきました。でもそのかわり、何かの機会に自分のルーツとなる国を紹介するチャンスもつくっていただいた。だか

ら、やはり子どもたちがそれぞれの自分のルーツにリスペクトを持てることは、子どもにとっても、もちろん大人にとっても、大切なことだと思います。だから、それはここで書かれるよりも学校現場で。日本に帰ってきたとき、私たちはアメリカにいたので、アメリカを紹介させてくださる時間を教育現場でつくっていただいて、それで難なく日本になじむことができたと思っています。お互いをリスペクトするということであったら、それは教育現場にお任せして、先生にお願いするしかないのかなと思います。それをサポートするようなクラスがあったり、放課後の場所があったり、それはすごくいいことですが、まず基本的な気持ちがそういうところにないといけないのではないかと思います。ここにどう、そういったことを書けるかなと思いました。

委 員　さきほどの話で思い出したんですが、私も高校教諭をやっていたときにスウェーデンから留学生が来ていて、紹介してもらう時間を、ふだんの学校時間を何とかあけてつくったりもしたことを思い出して、日本の生徒にとってもよい時間になったし、クラスの中で打ち解けて、孤立しないで、結構留学生は孤立して、メンタル的にしんどくなる生徒もいるので、そういうこともなくてよかったと思うので、国際交流で多文化理解教育のところに書いてもいいと思います。

委 員　島本町においては、今のところ多文化交流というか、そういうことは全面的に行政ではなく民間のほうでサポートしているような現状だろうとは思います。だけど、それは草の根運動じゃないですが、そういうところから発展していくものじゃないかなと思います。

委 員　国際交流って民間でもすごくやられている。学校現場で行うことと両輪なのかなと思っています。

委 員　それはすごくいいチャンスです。学校でできるということは、公にその人たちを島本町で発信してもらえるということなので、島本町の子どもたちに世界を感じさせることができるということはすごくいい機会だと思うので、それは両輪とおっしゃったように、そういう形でうまく動いていくといいなと思います。

部会長　やっぱりそこは民間になじむのではないでしょうか。

委 員　私は、多文化理解教育というところでそういう問題意識があって、やっていただけるならいいのかなと。

担当課　今の日本語指導のところですが、現在、島本町での日本語指導が十分できているかといえばそうではないですが、日本語指導の中に１つ母語もしっかり学ぶという視点は持ちつつも、町だけではそういうノウハウはありませんので、大阪府であったり他市、近隣の高槻市さんと連携しながら、日本語指導や母語の指導を進めています。おっしゃるルーツや、自分自身を見つめるというところは、今の所管の小中学校ではなくてもう少し上になってきたときに、そういうことが芽生えてくるのであって、まず家庭、その子がここの地域に根づくということ、その

ためにどんな支援をしていくのかというシステムをまずつくらないといけないということが今の認識であります。そこが一番かなというのがありますので、もちろんおっしゃっている母語やルーツというところの支援は持ちつつも、あわせて日本語指導、その日本語指導は日本語だけじゃなくて、その子がもし将来帰ったときに生きていけるような力ということも入っています。

委員　多分調査でも出ていると思いますが、外国にルーツを持っている子どもたちがいじめに遭うことも結構あり、自分に対して他者が相手のことを理解できてないこともあるし、自分にとてもルーツが理解できてないことによって自信が持てなくなってしんどい思いをすることもあるので、小中学校がそこで別ですということではないとは思いますが、日本語習得、母語習得もあわせてやられるときに、やはり母語を通じて理解もあると思うので、そういうことも含めて広い視点でやっていただけたらと思います。ここで日本語習得というところも含めて書かれているのであれば、努力していただきたいと思います。

委員　（資料１９）意見No.２５ですが、ひきこもりということを言わせていただきましたが、相談窓口や相談活動は日常的に行われているので、そこに包含されているという考え方だと思います。（資料２０）１０ページです。特に４－２－①で、「住民が身近で気軽に相談できる体制を整備します」と書かれていますが、やはり目的意識的に生活困窮者は当然これまでずっとあったとは思いますが、その中でひきこもりということも１つ問題意識を持って取り組んでいただきたいということで、例えばひきこもり、生活困窮者など住民が身近で地域で気軽に相談できる体制を整備しますという書き方とか、包含するだけではなくて明確に書いていただけないかなと思います。

部会長　ほかの委員からご意見いただけましたら幸いです。いかがでしょうか。難しいですね、ひきこもりの問題は。

委員　住民という言葉の前に「支援を必要とする」という言葉を１つ入れれば。

委員　ここは地域福祉の項目だから、具体的にもう少し書いてもいいのかなと思ったんですが。

部会長　ひきこもりは難しいですね。町はどう対応していますか。実際に社会問題化されていますね。

委員　支援を必要とする住民にしたら親も含まれますよね、そういう意味で相談をしたいという。

部会長　親は相談したいですけど、親の価値観なので。生活に困窮していないひきこもりの方もおられますよね。

委員　生活に困窮していなくても、その状態に関して、そういう現状に関して支援を必要とするということですよね。単なる金銭的な経済力という問題ではなく、この状況を何とか相談して乗り切りたいと思ってらっしゃる周りの家族やそういう人も含めてすべて支援を必要とする人で。

委　員　当事者は、すごく悩んでいると思います、親にしても。窓口はいろいろあるんですが、そこへ行けない。いろいろつくっても来てくれないと当事者とは話ができませんよね。大概は親が相談に来るケースが多いです。だからそこのところがなかなか難しくて、文章で書くのはすごく簡単だと思いますが、深いですよね。生活困窮者は経済的に成り立てばまた社会に復帰ということがありますが、ひきこもりは心の問題ですから、やはり相談窓口が、現在ちゃんとあるんだからと私は思います。あまり文章でひきこもりという言葉を使うことは。

委　員　メッセージが示されると相談しやすいのかなと。

委　員　それで傷つく人もいるかもしれませんね。

事務局　（資料２０）９ページの「現状と課題」の２つ目の項目の中で、基本的な相談支援のスタンスを書いています。地域福祉、これは生活困窮に限った記載ではありません。「さまざまな要因で生活に課題を抱え、支援を必要とする人が、」ということで、それをちゃんと汲み上げていく、アウトリーチの考え方も含めて、積極的に把握して支援していくというスタンスが書いてあります。当然、対象者の中には、さまざまな要因という中には、ひきこもりもあれば経済的な困窮、経済的な困窮の中にも失職に伴うものや、いろいろな要因、健康上の理由、あるいは障害、家族関係、場合によっては犯罪や暴力が要因の方もいます。虐待もしかりということで、地域福祉なので対象はすごく広いという現状があります。特にひきこもりや虐待という形で特化はせずに、さまざまな要因がある中で、広く記載している現状があります。当然、ひきこもりの方についても困窮者支援だけでなく、相談を受けて必要な援助やつなぎを行っているということで、実際に町でも動いており、必要に応じて別の専門機関につなぐこともあるという形で、ただそれはひきこもり特化の形ではなく、地域福祉の仕組みの中で、各機関の連携の中で、ひきこもりの方に対しても対応していきますので、現状としては、このような総括的な記載にさせていただいております。今回、「相談窓口の周知」、「連携強化」の記載を追加させていただいたのは、こういった方も対象になりますよ、受けますよということを周知するという意味からです。

委　員　地域福祉ということでいろいろな支援を必要とする住民全体についての総括的な書き方であるという趣旨ということで、少なくとも新しいいろいろな問題提起がされたときに、それも含めて取り組んでいただける体制がちゃんとあるのだったら、それは包摂されるかなとは思いましたが、ただ４－２－②ですね。「各種相談窓口の周知と連携強化に努めます」と、より強い表現にはしていただいたのですが、前回発言したときに相談窓口の周知だけじゃなくて、やはり施策内容の周知もしていただきたいというふうに、アウトリーチの中では言わせていただきました。「施策・各種相談窓口の周知と連携強化」という形に変えていただいて、こういう制度が実際あるんだということがわかってから相談に行くということもあります。なので、制度自体の周知もあわせて必要だと思います。ここに相談窓口があるので生活困窮者は来てくださいでは、自分はそこには当てはまらないのかなと思って回避してしまうこともあると思うので、そこは施策という言葉を入れていただきたいと思います。

事務局　実際、地域福祉に限らず、相談窓口は当然周知もしています。周知する際には、相談窓口だけでなく、関連制度もあわせて周知していくことがほとんどです。既に各分野でそういった形で取り組んでおりますので、こちらのほうに追加ということであれば、どういう文言になるかは今後検討することになりますが、相談窓口とか支援制度とかの周知、そういった表現でうまく当てはまればという形での検討させてもらいたいと思います。

委　員　前回発言させていただいた延長ですが、自分が住民税減税の制度を調べようとしたときに、情報公開請求を出してくださいと。情報公開請求を出したら、１０日後に住民税の減免措置は見ることができますという形で、聞いてみると、社会福祉は恩恵的で、別に権利として行使という形ではなく、相談を受けたときに少し見せてあげるよという考え方が話したときににじんでいました。そういう制度があるということをきちんと住民に周知することによってその制度を利用できたりするところがありますが、今島本町で十分かというと不十分だなというのが、前に健康保険の減免制度と住民税の減免制度調べたときに両方ともすごく見せることを渋っていました。これじゃ人にも教えられない、私も知らないから友達から教えてもらうということがよくあります。実際に生活困窮者が相談窓口に来ないと見せない形にするということの問題性は指摘させていただいたんで、そこは明確に意識していただきたいと思います。

担当課　ただいまの相談体制の情報周知の仕方の関係でいきますと、地域福祉に限らずということになってくる部分もあると思います。相談窓口は地域福祉だけではなく、高齢者福祉であったり、障害者福祉、それから子どもに関するというと第５章であったり、また人権の相談ということで第１章、この部会の中に関するところだけでもすべての章にかかわってくる部分も出てくると感じております。地域福祉の項目だけで相談窓口のこと、また情報提供のことを入れるのがいいのかどうか、事務局と調整をしないといけないのかなと思います。場合によっては、ここではなく全体的な項目で入れるべきところもあるのではないのかと思う部分もありますので、また事務局と調整をしたいと思います。

部会長　これに限らずということですね。広報、周知が足りてない部分についての充実ということですね。また、こちらの文言は検討させていただきます。ご意見が尽きないかと思いますが、次回、全体会で、またさらに詰めの協議がなされるということですので、それでは、案件１についてはここまでにしたいと思います。

## ２　その他

部会長　次に案件２「その他」についてですが、何かありますか。

事務局　（次回審議会の日程確認）

部会長　それでは、以上をもちましてこの部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

**＜終了＞**